

徳島県告示第四百一号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和二年徳島県告示第五百五十五号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門